

《新旧対照表》

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
高知県社会教育振興事業費補助金交付要綱 第 1 条～第 12 条 (略) (附 則) 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 2 この要綱は、令和10年 5 月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条、第 9 条第 3 項、第11条及び第12条の規定は同日以降もなおその効力を有する。 (附 則) この要綱は、令和 6 年 4 月1日から施行する。 (附 則) この要綱は、令和 7 年 4 月1日から施行する。	高知県社会教育振興事業費補助金交付要綱 第 1 条～第 12 条 (略) (附 則) 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 2 この要綱は、令和 7 年 5 月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条、第 9 条第 3 項、第11条及び第12条の規定は同日以降もなおその効力を有する。 (附 則) この要綱は、令和 6 年 4 月1日から施行する。